

商栄産業株式会社 有料職業紹介事業に係る個人情報適正管理規程

第1条（個人情報の取扱）

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、派遣事業部および総務部とすることとする。
個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 杉本 高規とすることとする。

第2条（教育）

職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条（本人への開示および訂正）

取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱について、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条（苦情への対応）

求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者 杉本 高規とする。

第5条（業務の目的の明示）

求職者等の個人情報については、次のいずれかの業務の目的の達成に必要な範囲内で収集、利用する。

- (1) 職業紹介に向けての当社職員との面接・相談のため
- (2) 求職者の希望に適合する求人の探索・選定のため
- (3) 求人条件に適合する求職者の探索・選定のため
- (4) 事前の同意を前提に、求人企業に応募情報として提供するため
- (5) 求人情報等のメールマガジン等を配信するため
- (6) 求職者に開示の許諾を得た業務提携先職業紹介所に提供するため

(令和6年4月1日変更)

附 則

この規程は、令和５年１月２１日から施行する。

附 則（令和６年４月１日変更）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。